## 錦江町農業委員会11月定例総会会議録

- 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から
- 開催場所 本庁2階会議室
- 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内薗 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内薗 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

## 〇 欠席

農業委員 坂元委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

## ○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会務報告について
  - 第3 附議事項
    - 議案第23号 農地法第3条許可申請について
    - 議案第24号 農地法第4条許可申請について
    - 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
    - 議案第26号 非農地証明願いについて
    - 議案第27号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局	皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまよ
	り、令和4年11月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正し
	てください。一同、礼。それでは、農業委員会憲章の朗読を3番徳永委員にお
	願いいたします。
○徳永委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。それでは、会長挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。この前の大隅地域農業委員会、農地利用最適化推進会議
	に出席をされまして、誠にありがとうございます。それではただいまより、令
	和4年11月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、坂元委員か
	ら欠席の報告がきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定によ
	り総会は成立していることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会会
	議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番、毛下委員
	と5番、鳥越委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。次に会務報告
	についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。会務報告を申し上げます。11月2日、議会の定例監査がございまし
	た。また、令和4年度地域計画地区別担当課長等会議がございまして、永田書
	記が出席しております。7日は大隅地区農業委員会事務局長会議と現地研修が
	ございまして、私が志布志市に出席しております。13日は、いきいき秋祭り
	が開催されました。18日、大隅地区農地利用最適化推進会議が鹿屋市でござ
	いまして、16人の委員様方に出席をいただきました。事務局からは永田書記
	と鶴田書記が出席しております。22日は現地調査を行ったところでございま
	す。徳永委員、水流委員、宿利原会長、弓指委員に現地を確認いただいたとこ
	ろでございます。25 日、本日でございますが11月の定例総会でございます。
	以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第
	23 号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いい
	たします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号8番の譲渡人が、○○さん、
	西中郡の方です。場所につきましては、4筆ありまして、地目につきましては、
	台帳現況ともに田となっております。地積につきましては、合計で4,709 m²で
	す。譲受人の方が、○○さん、南大隅町の方になっております。経営規模の詳
	細と場所の詳細につきましてお目通しください。受付番号9番ですけれども、
	こちらにつきましては、7月で許可を出しておりますけれども、譲受人の変更
	をしたいということで許可の取下げがありましたので、再度今回上がってきた
	ところです。譲渡人の方が、○○さん、中園の方です。場所が城元字宮ノ宇都

	2106番。地目が台帳現況とも畑です。地積が 2,580 m²です。譲受人が〇〇さ
	ん、栄町の方になっております。以上です。
○会長	次に受付番号8番についてを、鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	8番について、説明をします。11月19日の日に話を伺いました。譲渡人の
	○○さんと譲受人の○○さんは、親子関係にあたられます。今回の案件は、○
	○さんがもう90歳と高齢になられることから、娘さんへの贈与という形で、
	土地を譲渡されるというようなことでした。このことから、金銭的な発生はあ
	りません。以上のことで、この申請については問題ないと思いました。終わり
	ます。
○会長	次に、受付番号9番についてを、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたします。今事務局から説明があったとおり、もともと○○さんで許
	可をもらってたんですけれども、高齢もあり、息子さんの方に変えたいという
	ことで、前のものを取消して、今回また申請を上げたところです。何ら問題な
	いと思いますんでよろしくお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、
	質疑はありませんか。
○鳥越委員	すいません。金額のほうは前、説明したと思いますけれども、全部で○○円
	ということです。
○会長	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第23号については原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第23号については、原案のとお
	り許可することに決定しました。続いて、議案第24号、農地法第4条許可申
	請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では5ページをお開きください。受付番号1番です。申請者の方が、
	○○さん、神川中の方です。場所につきましては、神川字山頭 4723 番です。
	地目につきましては台帳現況ともに畑となっております。地積が1,702㎡で
	す。転用の目的につきましては、植林をしたいということです。めくりまして
	場所につきましてはですね、7ページに大体の場所が、あるんですけれども、
	トロピカルガーデン神川を上の方と言えばいいんでしょうか、山の方に入った ところです。神川の皆倉地区になります。また、8ページにつきましては地籍
	図がついております。9ページが、申請地の航空写真になります。10ページ
	がさらに拡大した申請地の場所になります。11ページが、植林の計画ですね。
	こういう計画で植えたいということで、申請が上がってきております。以上に
	なります。
○会長	次に、徳永委員の報告をお願いいたします。

O(t) 4.0	
○徳永委員	報告します。今説明で皆倉地区と説明がありましたが、神川中地区となりま
	す。トロピカルガーデンの横を上ったところです。現地は、昨年まで利用権を
	結んで耕作されていた土地ですが、利用権が終了した後、耕作しておりません。
	なおかつ、周囲が山林ですので、耕作者の方も辞退されたという場所です。農
	地的には、2種農地に該当しますので、植林をしても、何ら周囲に影響を与え
	るような変更ではないというふうに判断しますので、申請は問題ないのかなと
	いうふうに考えます。簡単ですが以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第24号については原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第24号については原案のとお
	り許可することに決定しました。続いて議案第25号「農業経営基盤強化促進
	法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請
	について」を議題としますが、ここでお諮りします。
	資料のとおりこの議案は87筆の審議となっていることから、担当委員の報
	告は新規の案件のみとすること、また、公平な審議を行うため委員の退出を求
	めなければならない案件もあることから、5回に分けて審議したいと思います
	が異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号 115 番から 135 番についてを、事
	務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では13ページをお開きください。ちょっと件数が多いものですから、
	今回は申請地の場所と、貸付け期間につきましてはお目通しをしていただけれ
	ばと思います。では、受付番号 115 番です。貸し人が、○○さんです。神川上
	の自治会です。現況が、田になりまして、地積が 1,643 ㎡です。小作料につき
	ましては、○○円となっております。借り人が、○○さん、神川上の方です。
	受付番号 116 番が、○○さん、神川中の方です。地目が畑で、地積が 1,431
	㎡です。小作料につきましては、○○円です。借り人が、○○さん、神川上の
	方です。受付番号 117 番が、○○さん、鳥浜の方です。地目が田で、地積が
	1,190 ㎡です。小作料につきましては、米が○○俵ということです。借り人は、
	○○さん、神川上の方です。受付番号 118、119 番の貸し人が、○○さん、神
	川中の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計で2,208㎡です。小作料は、
	全部で米〇〇kgということです。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付
	番号 120 番が、貸し人が、○○さん、神川上の方です。地目が田で、地積が
	640 m <sup>2</sup> です。小作料は、米○○俵です。借り人が、○○さん、神川上の方です。
	受付番号 121、122 番が、貸し人が、○○さん、神奈川県の方です。地目は2
	<日田 → Tell Tell 田 × 人 員 U/N 、 ○○ C / U 、 日 小 川 小 U / U / U / U / U / U / U / U / U / U

筆とも田で、地積が合計で1,753 ㎡です。小作料が合計で○○円です。借り人 が、○○さん、神川上の方です。受付番号123番の貸し人が、○○さん、大分 県の方です。地目が田で、地積が313 m<sup>2</sup>です。小作料は○○円です。借り人が、 ○○さん神川上の方です。受付番号 124 番が、貸し人が○○さん、鹿児島市の 方です。地目が田で、地積が  $3,026 \,\mathrm{m}^2$ です。小作料は $\bigcirc\bigcirc$ 円です。借り人が、 ○○さん、神川上の方です。続きまして、受付番号125、126番の貸し人が、 ○○さん、木場の方です。地目は、2筆とも田で、地積が合計で1,481 ㎡です。 小作料が全部で○○円です。借り人が、○○さん、神川上の方です。受付番号 127番の貸し人が、○○さん、大阪府の方です。地目が畑で、地積が3,836の うち 2,000 ㎡ということです。小作料は○○円です。借り人が、○○さん、神 川中の方です。受付番号128番の貸し人が、○○さん、鹿屋市の方です。地目 が田、地積が 663 m<sup>2</sup>です。小作料は○○円で、借り人が、○○さん、神川城の 方です。受付番号 129 から 131 番の貸し人が、○○さん、神川上の方です。地 目は3筆とも田で、地積が合計で761㎡です。小作料は○○円です。借り人は ○○さん、神川城の方です。受付番号 132 番の貸し人が、○○さん、柴立の方 です。地目が田で、地積が 1,786 m<sup>2</sup>です。小作料は○○円です。借り人が、○ ○さん、瀬戸口の方です。受付番号 133 番の貸し人が、○○さん、柴立の方で す。地目が畑で、地積が 1,020 mです。小作料は $\bigcirc$ 〇円で、借り人が、 $\bigcirc$ 〇さ ん、池野の方です。受付番号134、135番の貸し人が、○○さん、鹿屋市の方 です。地目は、2筆とも畑で、地積が合計で3,267 ㎡です。小作料は10アー ル当たり○○円ということです。借り人が○○さん、猪鹿倉の方になります。 以上になります。

○会長

次に、127番から131番についてを、徳永委員の報告をお願いいたします。

## ○徳永委員

報告します。まず127番の、貸し人、○○さん、借り人、○○さんの件ですが、この2人は、兄弟です。この127番の土地を、シキミを植えておりますが、利用権設定を結んで耕作されておりました方が、この12月でやめるということになりましたので、シキミを植えている○○さんに話をしましたら、それを引き継いでやりましょうということになった物件です。兄弟ですので、使用料は○○円ということで話がつきました。128番、○○さんは鹿屋ですね。借り人の○○さんの方から、○○さんの土地がこの半年使ってないようだけど、借りたいがどうだろうかという話がありまして、○○さんと話をしまして。○○さんが作ってたんだけども、いいですよ○○さんに作ってもらいましょうということになりました。○○さんが作ってたというのは、去年の12月までは、お母さんが生存されて、神川の地元の方と、利用権を結んでおりましたけど、亡くなられた後、利用権が切れまして、○○さんが実家に帰ってきたときに、少しずつ野菜を植えていたけども、ちょっと手が回らなくなって荒らしていたという場所です。○○円で話がつきました。それから、129から131の○○さんの件は、来年の12月まで利用権が、結ばれてたんですけども、耕作者の方

	が体調不良ということで、解約を申出られて合意解約をされて、その後、この
	○○さんに話をして、そのまま引き続いて耕作するという内容になった物件で
	す。○○さんの方が、前任者と使用貸借で結んでたんで、今度の○○さんも、
	その条件でいいですよということで、使用貸借で○○円ということでしまし
	た。この4筆については、隣り合わせの田んぼになっておりますので、作業は
	しやすいということです。以上です。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、
	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 115 番から 135 番については、原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 115 番から 135 番について
	は原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 136 番から 157
	番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。15ページからになります。受付番号136、137番の貸し人が、○○さ
	ん、上柴立の方です。2筆ありまして、地目は両方とも田です。地積が合計で
	940 m <sup>2</sup> です。小作料につきましては、水利費○○円ということです。借り人が
	○○さん、上原の方です。受付番号 138 番から 141 番の貸し人が、○○さん、
	鹿屋市の方です。4筆ありまして、地目は全て田となっております。地積が合
	計で 3,558 m²です。小作料につきましては、全部で○○円です。借り人が、○
	○さん、宮脇の方になります。受付番号 142 番の貸し人が、○○さん、橋ノ口
	の方です。地目が田で、地積が 447 m²です。小作料は○○円です。借り人が、
	○○さん、宮脇の方です。受付番号 143 番の貸し人が、○○さん、鹿児島市の
	方です。地目は田で、地積が914㎡です。小作料が○○円です。借り人が、○
	○さん、宮脇の方です。受付番号 144 番の貸し人が、○○さん、東京都の方で
	す。地目が田で、地積が 1,281 m²です。小作料は○○円です。借り人が、○○
	さん、宮脇の方です。受付番号145番の貸し人が、○○さん、中村の方です。
	地目が田で、地積が 1,780 m²です。小作料は 10 アール当たり○○円です。借
	り人が、○○さん、中村の方です。受付番号 146、147 番の貸し人が、○○さ
	ん、中村の方です。地目は2筆とも畑で、地積が合計で、5,215 m <sup>2</sup> です。小作
	料は10アール当たり○○円です。借り人は、○○さん、川南の方です。受付
	番号 148 から 150 番の貸し人が、○○さん、中村の方です。地目は、3筆とも
	畑で、地積が合計で、3,728 m²です。小作料は、10 アール当たり○○円です。
	借り人が、○○さん、川南の方です。受付番号 151 から 156 番の貸し人が、○
	○さん、橋ノ口の方です。地目が6筆とも田で、地積が合計で4,995㎡です。
	小作料は、全部で○○円です。借り人が、○○さん、宮脇の方です。受付番号
	157番の貸し人が、○○さん、橋ノ口の方です。地目が田で、地積が 2,834 ㎡

	です。小作料は10アール当たり○○円です。借り人が、○○さん、六反田の
_ ^ ^ E	方になります。以上になります。 #月季号の担告さい際いいよります。
○会長	次に、136番と137番についてを、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。136番と137番の、借り人の○○さんは、この土地
	を数年前からもう耕作されておりまして、今回、○○さんの方から、利用権を
	結んでくれということで、新規で利用権を結ぶこととなりました。何ら問題な
	いと思います。よろしくお願いします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、
	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 136 番から 157 番については、原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 136 番から 157 番については
	原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 158 番から 182
	番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、受付番号 158 番の貸し人が、○○さん、塩屋の方です。地目が
	畑で、地積が 2,773 m²です。小作料は○○円です。借り人が、○○さん、盤山
	の方です。受付番号 159 番の貸し人が、○○さん、南大隅町の方です。地目が
	畑で、地積が 3,191 ㎡です。小作料が○○円です。借り人が、○○さん、盤山
	の方です。受付番号 160 から 162 番の貸し人が、○○さん、塩屋の方です。地
	目が3筆とも畑で、地積につきましては、合計で7,439㎡です。小作料につき
	ましては合計で○○円です。借り人が、○○さん、盤山の方です。受付番号
	163番から166番の貸し人が、○○さん、塩屋の方です。地目が4筆とも畑で、
	地積が合計で、7,487 m²です。小作料につきましては、1 番茶の売上げの○○%
	ということです。借り人につきましては、○○さん、塩屋の方です。受付番号
	167番の貸し人が、○○さん、塩屋の方です。地目が畑で、地積が 4,428 m²で
	す。小作料は○○円です。借り人が、○○さん、塩屋の方です。受付番号 168
	番の貸し人が、○○さん、愛知県の方です。地目が田で、地積が 2,443 ㎡です。
	小作料は○○円で、借り人が、○○さん、塩屋の方です。受付番号 169、170
	番の貸し人が、○○さん、鹿屋市の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計
	で 2,347 ㎡です。小作料は、米が○○俵ということです。借り人が、○○さん、
	大原の方です。受付番号 171 番の貸し人が、〇〇さん、昇陽の方です。地目が
	田で、地積が 1,460 m <sup>2</sup> です。小作料は○○円です。借り人が、○○さん、富田
	の方です。受付番号 172 番の貸し人が、○○さん、麓の方です。地目が畑で、
	地積が 664 ㎡です。小作料が○○円です。借り人が、○○さん、南大隅町の方
	です。受付番号 173 番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。地目が田で、
	地積が 473 ㎡です。小作料が○○円で、借り人が、○○さん、中園の方です。

	受付番号 174 番の貸し人が、〇〇さん、指宿市の方です。地目が田で、地積が
	1,530 m <sup>2</sup> です。小作料は○○円です。借り人は、○○さん、中園の方です。受
	付番号 175、176 番の貸し人が、○○さん、皆倉の方です。地目は2筆とも畑
	で、地積が合計で 2,009 m²です。小作料につきましては、○○円です。借り人
	が、○○さん、南大隅町の方です。受付番号 177 番の貸し人が、○○さん、宿
	利原の方です。地目が畑で、地積が 7,192 m <sup>2</sup> です。小作料は〇〇円で、借り人
	が、○○さん、皆倉の方です。受付番号 178 番の貸し人が、○○さん、神川中
	の方です。地目が畑で、地積が 1,150 m <sup>2</sup> です。小作料が○○円で、借り人が、
	○○さん、皆倉の方です。受付番号 179 番の貸し人が、○○さん、桜原の方で
	す。地目が畑で、地積が 883 ㎡です。小作料は○○円です。借り人が、○○さ
	ん、皆倉の方です。受付番号 180 番の貸し人が、○○さん、鹿屋市の方です。
	地目が畑で、地積が 3,467 ㎡です。小作料は 10 アール当たり○○円です。借
	り人が、○○さん、川北の方です。受付番号 181 番の貸し人が、○○さん、鹿
	児島市の方です。地目が畑で、地積が 1,040 ㎡です。小作料は○○円です。借
	り人が、○○さん、川北の方です。受付番号 182 番の貸し人が、○○さん、鹿
	屋市の方です。地目が田で、地積が 943 m²です。小作料は〇〇円です。借り人
	が、○○さん、昇陽の方です。以上になります。
○会長	次に、179番についてを、水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進	○○さんは、父の○○さんとともに、畜産をしております。長年この畑は荒
委員	れていまして、○○さんに相談したところ作るということで、決まりました。
	何ら問題ないと思います。
○会長	次に、181 番について畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進	報告します。○○さんは、シキミを中心に仕事をされており、畑もよく管理
委員	されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 158 番から 182 番については原案のと
	おり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号158番から182番については、
	原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 183 番と 184 番につ
	いては、公平な審議をするため○○委員の退席をお願いいたします。
	では、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はいでは、受付番号 183 番の貸し人が、○○さん、塩屋の方です。場所は城
	元字上押切 1699 番です。地目が田で地積が 1,078 ㎡です。貸付け期間は令和
	4年12月15日から令和9年12月14日までです。小作料は○○円です。借り
	人が、○○さん、塩屋の方です。受付番号 184 番の貸し人が、○○さん、木原
	の方です。場所が馬場字木原ノ上 1970番1です。地目が田で、地積が3,001

	㎡のうち 1,471 ㎡です。貸付け期間が令和 4 年 12 月 15 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人が、○○さん、塩屋の方です。以上です。
○会長	次に継続ですが、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたします。この○○さんは、先ほど退席された○○さんと夫婦でござ
	います。継続の案件で、何ら問題はないかと思いますのでよろしくお願いいた
	します。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、
	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 183 番と 184 番については、原案のと
	おり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 183 番と 184 番については、
	原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を求めま
	す。次に受付番号 185 から 202 番についてを審議しますので説明をお願いしま
	す。
○事務局	はいでは、受付番号 185 番からにつきましては、農地中間管理事業に係るも
	のになりますので、借り人につきましては全て県の地域振興公社となっており
	ますので、借り人の説明は割愛いたします。では、受付番号185番の貸し人が、
	○○さん、安水の方です。地目が畑で、地積が 3,136 m²です。小作料は、○○
	円です。受付番号 186 番 187 番の貸し人が、○○さん、安水の方です。地目が
	2筆とも畑で、地積が合計で3,805 m²になっております。小作料につきまして
	は、合計で○○円です。受付番号 188 から 191 番につきましては、貸し人が、
	○○さん、安水の方です。地目が4筆とも畑で、地積が合計で9,813 ㎡となっ
	ております。小作料につきましては合計で○○円となっております。受付番号
	192 と 193 番の貸し人が、○○さん、宿利原の方です。地目が 2 筆とも畑で、
	地積が合計で 3, 198 m²となっております。小作料が合計で○○円です。ページ
	めくりまして、受付番号、194から 196番の貸し人が、○○さん、厚ヶ瀬の方
	です。地目が3筆とも畑で、地積が合計で5,049㎡となっております。小作料
	につきましては、合計で○○円です。受付番号 197 番の貸し人が、○○さん、
	厚ヶ瀬の方です。地目が畑で、地積が 2,126 m <sup>2</sup> です。小作料につきましては、
	○○円です。受付番号 198 番の貸し人が、○○さん、厚ヶ瀬の方です。地目が
	畑、地積が 3,580 ㎡です。小作料は○○円です。受付番号 199 番の貸し人が、
	○○さん、厚ヶ瀬の方です。地目が畑で、地積が 2,123 ㎡です。小作料は○○
	円です。受付番号 200 番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。地目が田で、 地球は〇〇円です。 乗び乗り 200 乗の貸ししが
	地積が 1,591 ㎡です。小作料は○○円です。受付番号 201、202 番の貸し人が、
	○○さん、南大隅町の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計で 2,439 m <sup>2</sup> で

	の縦長の地図があるかと思います。そちらになります。字につきましては立神
	和3年から4年に地籍調査したところの区域の地目の変更の相談があったと ころです。場所につきましては別紙でですね、左上に集成図と書いてあるA3
○事務局	はい、では26ページをお開きください。地積調査が終わったところで、令 和2年から4年に批答課本したよこスの区域の地界の変更の担談があったよ
	変更の協議についてを審議しますので、説明をお願いいたします。
	許可することに決定しました。次に議案第27号、地籍調査に伴う農地の地目
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第26号については原案のとおり
○委員	なし。
	ことに異議ありませんか。
○会長	質疑なしと認め採決します。議案第26号については原案のとおり許可する
○委員	なし。
	質疑はありませんか。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、
	問題はないかと思いますので、よろしくお願いします。
	ました。そして11月23日に、現地確認に行ってまいりましたけれども、何ら
	に参加出来ませんでした。事務局と弓指委員のほうで現地確認をしていただき
○貫見委員	はい。報告いたします。11月22日は私がちょっと都合が悪くて、現地確認
○会長	次に、貫見委員の報告をお願いいたします。
	なります。
	て、このページの真ん中よりちょっと右下のところになっております。以上に
	大体、平石酒店の前の道路を入って行ったところの奥の方になっておりまし
	ては、24ページをお開きください。ちょっと見にくいとは思いますけれども、
	地目は台帳は畑、現況は宅地です。地積が301㎡になります。場所につきまし
	です。鹿児島市です。場所につきましては、田代川原字中宇都 5202 番 2 です。
○事務局	それでは22ページをお開きください。受付番号2番です。申請人は、〇〇
	ついてを審議しますので説明をお願いいたします。
	原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第26号非農地証明願に
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 185 番から 202 番については
○委員	なし。
	はいいでは原来のという。 一貫疑なして認め保存します。支付番号 100 番がら 202 番については原来のという。 おり許可することに異議ありませんか。
○会長	(なし。) 質疑なしと認め採決します。受付番号 185 番から 202 番については原案のと
○委員	なし。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
	ます。
	9。小作杯が〇〇円となっておりまり。配方計画条につさましては、別紙でA 3の用紙が配布してありますので、そちらのほうをご覧ください。以上になり
	す。小作料が○○円となっております。配分計画案につきましては、別紙でA

	<del>,</del>
	す。拡大した地図とですね、具体的な場所につきましては、こちらから見て左
	手側のほうにですね、2か所地図と地番表がありますので、五分ほどそちらの
	ほうを各自で見ていただければと思います。以上になります。
○会長	それでは、説明があり、今地図を見ていただきましたが、何か質疑はありま
	せんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第27号については原案の
	とおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第27号については原案のとおり
	決定しました。以上で令和4年11月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の
	協議を終了いたします。
○事務局	以上をもちまして、令和4年11月錦江町農業委員会定例総会を終了いたし
	ます。姿勢を正してください。一同、礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4番

5番

議事録調整者